

平成30年4月1日より

資源物の持ち去りは 「犯罪」です!!!



●明石市内全域のごみステーションなどに置かれた「紙類・缶類・ビン類・ペットボトル、衣類・家庭用電気製品・家具類・寝具、敷物類・その他金属を使用した製品」を持ち去る行為は、条例で禁止されています。

●違反した場合は、氏名等の公表や20万円以下の罰金が科されることがあります。

●持ち去り行為を発見した場合は、市への情報提供（日時、場所、品目、車種、車両ナンバーなど）をお願いします。万一、遭遇した場合は危険を伴いますので直接注意や無理な車両の制止などは避けて下さい。

【連絡先：明石市環境室資源循環課 ☎078-918-5794】

明石市・明石警察署